

松江市告示第 580 号

松江市建設工事入札参加資格者格付要領（平成 17 年松江市告示第 16 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 11 月 30 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要領は、松江市建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱(平成 17 年松江市告示第 14 号。以下「審査要綱」という。)の規定に基づき、入札参加資格申請者 <u>(審査要綱第 3 条第 1 項の申請を行った者をいう。以下同じ。)</u>の格付の方法を定めるものとする。</p> <p>(点数の算定)</p> <p>第 3 条 点数は、審査要綱第 4 条の規定により、次に掲げるところにより算定する客観的事項による点数(以下「客観点数」という。)と主観的事項による点数(以下「主観点数」という。)を合算して得た点数を総合点数とする。ただし、建設業法 <u>(昭和 24 年法律第 100 号)</u>に規定する主たる営業所を松江市外に有する入札参加資格申請者にあつては、主観点数を算入しない。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要領は、松江市建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱(平成 17 年松江市告示第 14 号。以下「審査要綱」という。)の規定に基づき、入札参加資格申請者 _____ の格付の方法を定めるものとする。</p> <p>(点数の算定)</p> <p>第 3 条 点数は、審査要綱第 4 条の規定により、次に掲げるところにより算定する客観的事項による点数(以下「客観点数」という。)と主観的事項による点数(以下「主観点数」という。)を合算して得た点数を総合点数とする。ただし、建設業法 _____ に規定する主たる営業所を松江市外に有する入札参加資格申請者にあつては、主観点数を算入しない。</p> <p>(1) 略</p>

(2) 主観点数 次に掲げるところにより算定した点数の合計とする。

ア 工事種別ごとに、対象期間における松江市建設工事成績評定要領に基づき評定した工事成績評定点の平均点(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。以下「平均点数」という。)に基づき、次の算定式により求められた点数とする。ただし、平均点数が65点未満の場合は-30点とする。

$$\text{点数} = (\text{平均点数} - 65) \times 10 \text{ 点}$$

(ア) 特別共同企業体により完成した工事の工事成績評定点は、__構成員ごとの工事成績評定点とみなす。

(イ) 略

(ウ) 土木一式工事において工事成績評定点を付す工事が1件のときは、求められた点数から30点を控除する。ただし、平均点数が65点から67点までのときは、点数を0点とする。

イ 審査要綱第4条第3項第2号イに規定する項目について、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障がい者の雇用状況に応じて次のとおりとする。

(ア) 雇用が義務付けられているものが障がい者を法定雇用障がい者数以上雇用していない場合 -10点

(イ) 雇用が義務付けられているものが障がい者を法定雇用障がい者

(2) 主観点数 次に掲げるところにより算定した点数の合計とする。

ア 工事種別ごとに、対象期間における松江市建設工事成績評定要領に基づき評定した工事成績評定点の平均点(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。以下「平均点数」という。)に基づき、次の算定式により求められた点数とする。ただし、平均点数が65点未満の場合は-30点とする。

$$\text{点数} = (\text{平均点数} - 65) \times 10 \text{ 点}$$

(ア) 特別共同企業体により完成した工事の工事成績評定点は、各構成員ごとの工事成績評定点とみなす。

(イ) 略

(ウ) 土木一式工事において工事成績評定点を付す工事が1件のときは、求められた点数から30点を控除する。ただし、平均点数が65点から67点___のときは、点数を0点とする。

数の2倍以上雇用している場合 10
点

(ウ) 雇用が義務付けられていない
ものが障がい者を1名以上雇用して
いる場合 10点

ウ・エ 略

オ 審査要綱第4条第3項第2号オに規定する項目について、国、県、県内市町村との間で凍結防止剤散布業務又は除雪業務の契約実績の状況に応じて次のとおりとする。ただし、加点の対象については土木一式工事のみとする。

(ア) 申請日(審査要綱第3条第1項の規定による申請を行った日をいう。以下同じ。)の属する年度の前2

イ・ウ 略

エ 審査要綱第4条第3項第2号イに規定する項目について、障害者の雇用の促進に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障がい者の雇用状況に応じて次のとおりとする。

(ア) 雇用が義務付けられているものが障がい者を法定雇用障がい者数以上雇用していない場合 -10点

(イ) 雇用が義務付けられているものが障がい者を法定雇用障がい者数の2倍以上雇用している場合 10点

(ウ) 雇用が義務付けられていないものが障がい者を1名以上雇用している場合 10点

オ 審査要綱第4条第3項第2号オに規定する項目について、国、県、県内市町村との間で凍結防止剤散布業務又は除雪業務の契約実績の状況に応じて次のとおりとする。ただし、加点の対象については土木一式工事のみとする。

(ア) 申請日(審査要綱第3条の規定による申請日をいう。以下同じ。)の属する年度の前2

年度連続して契約実績がある場合
20点

(イ) 略

カ 略

キ 審査要綱第4条第3項第2号キに規定する項目について、松江市消防団認定状況に応じて次のとおりとする。

(ア) 松江市消防団協力事業所認定

を受けている場合 5点

(イ) 松江市消防団員が1名以上在籍し協力体制が整っている場合 2点

ク 審査要綱第4条第3項第2号クに規定する項目について、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条に規定する一般事業主行動計画(以下「次世代育成行動計画」という。)の策定状況に応じて次のとおりとする。(イ)又は(ウ)の場合において、当該事業主がしまね子育て応援企業(こっころカンパニー)の認定を受けているときは、それぞれについて定める点数に5点を加点する。

ケ 審査要綱第4条第3項第2号ケに規定する項目について、学校支援活動状況に応じて次のとおりとする。

申請日の属する年度及びその前2年度において、松江市内の小中学校及び

年度連続して契約実績がある場合
20点

(イ) 略

カ 略

キ 審査要綱第4条第3項第2号キに規定する項目について、松江市消防団認定状況に応じて次のとおりとする。

認定

を受けている場合 5点

ク **審査要綱第4条第3項第2号クに規定する項目について、松江市ごみ減量等優良事業所認定制度の認定状況に応じて次のとおりとする。**

認定を受けている場合 5点

ケ 審査要綱第4条第3項第2号ケに規定する項目について、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条に規定する一般事業主行動計画(以下「次世代育成行動計画」という。)の策定状況に応じて次のとおりとする。(イ)又は(ウ)の場合において、当該事業主がしまね子育て応援企業(こっころカンパニー)の認定を受けているときは、それぞれについて定める点数に5点を加点する。

コ 審査要綱第4条第3項第2号コに規定する項目について、学校支援活動状況に応じて次のとおりとする。

申請日の属する年度及びその前2年度において、松江市内の小中学校及び

義務教育学校、松江市内外の高等学校、高等専門学校、大学等に対し、職場見学・職場体験等の学校支援活動の実績がある場合 5点

コ 審査要綱第4条第3項第2号コに規定する項目について、しまね・ハツ・建設ブランドにおける新技術の登録を行った場合は、5点とする。ただし、加点の対象については土木一式工事のみとする。

サ 審査要綱第4条第3項第2号サに規定する項目について、CPDS(一般社団法人全国土木施工管理技士連合会の継続学習制度をいう。以下同じ。)及びCPD(公益社団法人日本建築士会連合会の継続能力開発制度をいう。以下同じ。)におけるユニットの取得状況に応じて次のとおりとする。

(ア)・(イ) 略

シ 審査要綱第4条第3項第2号シに規定する項目について、労働安全対策の実施状況に応じて次のとおりとする。

(ア) 建設業労働災害防止協会(以下「建災防」という。)に加入し、かつ申請日の前3年において建災防主催の工事現場点検パトロールに参加している場合 5点

(イ) 略

ス 審査要綱第4条第3項第2号スに規定する項目について、建設業労働者の福利向上のため、建設業退職金共済事業、退職一時金制度、企業年金制度及

義務教育学校、松江市内外の高等学校、高等専門学校、大学等に対し、職場見学・職場体験等の学校支援活動の実績がある場合 5点

サ 審査要綱第4条第3項第2号サに規定する項目について、しまね・ハツ・建設ブランドにおける新技術の登録を行った場合は、5点とする。ただし、加点の対象については土木一式工事のみとする。

シ 審査要綱第4条第3項第2号シに規定する項目について、CPDS(一般社団法人全国土木施工管理技士連合会の継続学習制度_____)及びCPD(公益社団法人日本建築士会連合会の継続能力開発制度_____)におけるユニットの取得状況に応じて次のとおりとする。

(ア)・(イ) 略

ス 審査要綱第4条第3項第2号スに規定する項目について、労働安全対策の実施状況に応じて次のとおりとする。

(ア) 建設業労働災害防止協会(以下「建災防」という。)に加入し、かつ申請日の前2年において建災防主催の工事現場点検パトロールに参加している場合 5点

(イ) 略

び法定外労働災害補償制度のすべて
に加入している場合は、5点とする。

セ 審査要綱第4条第3項第2号セに規定する項目について、雇用確保の状況に応じて次のとおりとする。ただし、加点の対象とする人数は、(ア)及び(イ)にあつては5名、(ウ)にあつては20名までとする。

(ア) 略

(イ) 申請日の属する年度に実施する定期審査(審査要綱**第4条第1項**に規定する定期審査をいう。以下同じ。)の前の定期審査において(ア)の加点を受けた者を、常勤として申請日まで継続して雇用している場合 1名につき5点

(ウ) 略

ソ 略

タ 審査要綱第4条第3項第2号タに規定する項目について、道路環境保全業務ボランティア、公園清掃ボランティア、林道環境保全業務ボランティア又は河川愛護団の活動の状況に応じて次のとおりとする。

申請日の属する年度の前3年度

に、いずれかの活動を1年に2回以上行った場合。ただし、河川愛護団の場合は1年に1回以上とする。 5点

チ 審査要綱第4条第3項第2号チに規定する項目について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条に規定す

セ 審査要綱第4条第3項第2号セに規定する項目について、雇用確保の状況に応じて次のとおりとする。ただし、加点の対象とする人数は、(ア)及び(イ)にあつては5名、(ウ)にあつては20名までとする。

(ア) 略

(イ) 申請日の属する年度に実施する定期審査(審査要綱**第4条**に規定する定期審査をいう。以下同じ。)の前の定期審査において(ア)の加点を受けた者を、常勤として申請日まで継続して雇用している場合 1名につき5点

(ウ) 略

ソ 略

タ 審査要綱第4条第3項第2号タに規定する項目について、道路環境保全業務ボランティア、公園清掃ボランティア、林道環境保全業務ボランティア又は河川愛護団の活動の状況に応じて次のとおりとする。

申請日の属する年度又はその前年

度に、いずれかの活動を1年に2回以上行った場合。ただし、河川愛護団の場合は1年に1回以上とする。 5点

チ 審査要綱第4条第3項第2号チに規定する項目について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条に規定す

る一般事業主行動計画(以下「女性活躍推進行動計画」という。)の策定状況に応じて次のとおりとする。

(ア)・(イ) 略

(ウ) 策定義務のない事業主が女性活躍推進行動計画を策定している場合 **5点**

(格付後の処理)

第7条 前3条の規定により**入札参加資格申請者又は**入札参加資格者の格付を行った場合は、格付の結果について、審査要綱第5条に規定する入札参加資格者名簿に記載するとともに、当該**入札参加資格申請者又は**入札参加資格者に通知するものとする。

る一般事業主行動計画(以下「女性活躍推進行動計画」という。)の策定状況に応じて次のとおりとする。この場合において、事業主がまっえ男女共同参画推進宣言企業として認定を受けているときは、それぞれについて定める点数に2点を加点する。

(ア)・(イ) 略

(ウ) 策定義務のない事業主が女性活躍推進行動計画を策定している場合 **3点**

(格付後の処理)

第7条 前3条の規定により_____入札参加資格者の格付を行った場合は、格付の結果について、審査要綱第5条に規定する入札参加資格者名簿に記載するとともに、当該_____入札参加資格者に通知するものとする。

附 則

この告示は、令和3年12月1日から施行する。